⑸　落札者の決定方法　上記２の要件を満たした業者で、本会が作成した予定価格の範囲内で最低金額を持って有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　その他　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Kazuyuki Sakata, Assistant General Manager of the Niigata Racecourse of Japan Racing Association
⑵　Classification of the products to be Procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity Supply and Demand Contract
⑷　Delivery period : From 1 October 2018 through 30 September 2019
⑸　Delivery place : Niigata Racecourse
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A
⑺　Date and Time of tender : 14 : 00　21 June 2018.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, Japan Racing Association, Niigata Racecourse, 3490, Sasayama Kita-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, 950―3301, Japan TEL 025―259―3141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 30 年４月 26 日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
住田　浩典

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　赤坂迎賓館前公園施設（仮称）新築⑱建築その他工事
⑶　工事場所　東京都新宿区四谷１―12―11地先
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる建築一式工事を施工する。
敷地面積　2,534.69㎡
建物用途　公園施設
構造・階数・建物規模
ＲＣ造（一部Ｓ造）、地上１階地下１階
延べ面積　1,169.02㎡
工事種目　建物、工作物、外構、造園、取壊し、電気設備、暖冷房衛生設備、エレベーター設備、エスカレーター設備等
主な内容　公園施設整備に係わる建築工事、電気設備工事、機械設備工事等
⑸　工期　平成32年３月19日まで。
⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。
⑺　本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒀　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。
⒁　本工事は、一次審査に係る競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な資料の提出を求める段階的選抜方式による工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成15年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成15年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）
①　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造の混構造の建築物で、以下の㋐及び㋑の要件を満たす新築工事又は増築工事。
（㋐及び㋑は同一の工事でなくても良い。）
㋐　居室を有する床面積（注１）600㎡以上の地下階を有するもの。
㋑　美術館、博物館、図書館、劇場、展示場又は公園施設（注２）の用途に供する床面積（注３）の合計が600㎡以上のもの。
（注１）地下掘削を行った上で躯体構築した部分に限る。ただし、サンクンガーデン等屋外空間を含めても良い。
（注２）公園施設とは、都市公園法施行令第５条（公園施設の種類）で定める休養施設、教養施設又は便益施設（簡易宿泊施設は除く。）とする。
（注３）美術館、博物館、図書館、劇場、展示場又は公園施設の用途部分に連続する庇、ピロティ等を含めても良い。
なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成15年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成15年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成15年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の